

亶理町防災集団移転団地 空き区画の分譲に関する募集要項

1. 募集対象者

町内外を問わず、以下の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 本人または家族が居住する目的で戸建住宅を建設する計画のある方
- (2) 不動産売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない方
- (3) 破産者でない方
- (4) 納付すべき市区町村税などを滞納していない方
- (5) 亶理町暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない方

2. 募集する区画 (令和5年6月1日現在)

区画及び価格は次のとおりです。

| 住宅地区 | 宅地番号 | 所在地および地番 | 地目 | 地積(m ²) | 売払単価(円/m ²) | 売払価格(円) |
|------|------|-------------------|----|---------------------|-------------------------|-----------|
| 中野 | 1 | 亶理町荒浜字中野 174 番 29 | 宅地 | 331.29 | 9,980 | 3,306,000 |
| 中野 | 2 | 亶理町荒浜字中野 174 番 6 | 宅地 | 264.66 | 9,310 | 2,464,000 |
| 中野 | 3 | 亶理町荒浜字中野 174 番 7 | 宅地 | 264.99 | 9,310 | 2,467,000 |

※売払価格は現時点での価格であり、見直し等により変動する場合があります。

※現地説明会は行いません。物件を確認される際には、違法駐車等により近隣の迷惑とならないよう注意してください。

3. 申込み方法

契約者の決定は先着順となります。

ただし、同日に1つの区画への申込みが複数あった場合、くじ引きを行います。

- (1) 申込期間：随時受付 亶理町役場開庁日 ※平日のみ
- (2) 申込時間：午前8時30分から午後2時00分
- (3) 申込場所：亶理町役場 2階 施設管理課窓口
- (4) 下記「申込みに必要な書類」を用意し、必要事項を記入のうえ、施設管理課窓口
に申込みください。 ※郵送や電話による申込みは出来ません。

【申込みに必要な書類等】

「申込者」は住宅用地の売買契約を締結し、土地の登記名義人となる方を記入してください。

| 書類名 | |
|-----|---|
| 1 | 住宅用地買受申込書（様式第1号） ※申し込まれた方の名義で売買契約を締結します。名義の変更はできませんのでご注意ください。 なお、住宅用地は第五希望まで記入することができます。 |
| 2 | 誓約書兼町税納付状況確認同意書（様式第2号） ※共有名義で申し込む場合は、共有者全員分が必要です。 |
| 3 | 共同参加申出書兼持分内訳書（様式第3号） ※共有名義で申し込む場合、必要です。 |
| 4 | 住民票の写し ※共有名義で申し込む場合は、共有者全員分が必要です。 |
| 5 | 市区町村税の滞納がないことの証明書 ※共有名義で申し込む場合は、共有者全員分が必要です。 ※本町の町税納付状況を閲覧・確認することに同意いただける場合は不要です。 町外から申込みの際は、お住まいの市区町村からの市区町村税の滞納がないことの証明書を提出してください。 |
| 6 | 印鑑 ※認印で結構です（シャチハタは不可）。共有名義による買受を希望される場合は、共有者全員の印鑑が必要です。 |

【くじ引きとなった場合】※同日に1つの区画への申込みが複数あった場合

くじ引きは下記のとおり行います。対象となった方には、申込み当日の受付時間（午後2時）終了後、電話でご連絡いたします。不参加の場合は失格となります。

- (1) 日 時：申込み当日の午後4時00分から
- (2) 場 所：亘理町役場 2階 施設管理課
- (3) 参加者：原則、申込者本人がお越しください。ただし、やむを得ず代理の方が参加する場合は、同封の委任状に記入・捺印のうえ持参下さい。

4. 契約に関する注意事項

(1) 契約について

買受人決定後、町と買受人との間で仮契約を締結いたします。その後、国庫補助金の精算事務（財産処分承認の決定）が完了した場合、売買契約の締結となります。

そのため、土地売買仮契約締結から本契約締結（財産処分の決定）まで50日程度要しますので、ご了承ください。

(2) 売買代金の支払い

買受者（契約名義人）は、契約の締結後に町が発行する納付書により、売買代金を指定された期日までに一括でお支払いいただきます。

(3) 所有権移転等について

①売買代金の入金確認後、町が所有権の移転登記を行います。

町は買受者に所有権が移転した日から14日以内に、売買物件を引渡します。

②契約日から5年間は所有権の移転はできません。

ただし、やむを得ない事情で所有権移転を行う場合、買受者は事前に詳細な理由を付した書面を提出し、町の承認を得なければなりません。

(4) 土地の用途について

買受者は売買する土地を契約日から5年間は住宅用地として使用しなければなりません。

(5) 居住の用に供すべき日について

買受者は契約締結後1年以内に住宅の建設に着手するものとします。

(6) 実地調査について

契約の内容が守られていることを確認するため、町は実地調査を行う場合があります。その際、買受者は町の実施する調査に協力しなければなりません。

(7) 契約の費用について

契約の締結及び履行等に関して必要な一切の経費は、買受者の負担になります。

⇒具体例：収入印紙代、登録免許税等の登記に要する経費

(8) 契約の解除について

①買受者が契約の内容を守らない場合は、町は契約を解除する場合があります。

その場合、買受者は売買物件を原状回復して返還しなければなりません。

②買受者が契約を守らないことにより町が契約を解除する場合は、買戻しをすることがあります。さらに、買受者は売買代金の20%に相当する金額を違約金として町に支払わなければなりません。

③町が契約を解除した場合、契約に要した費用は返還しません。

5. その他

- (1) 住宅用地は、現状有姿での引渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は、必ず申込み者ご自身でご確認ください。
- (2) 住宅用地の敷地内に、埋設物等が存在した場合の撤去に要する費用は、買受者の負担となります。
- (3) 各種供給処理施設（ガス・上下水道・電話等）の利用にあたっては、各供給機関と十分に協議を行ってください。なお、利用にあたっての必要な工事等については、買受者の負担で行ってください。
- (4) 住宅建築にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例を遵守する必要がありますので、事前に関係機関で確認願います。

【買受申込みから住宅建築までの流れ】

